
議題 企業会計基準委員会の活動状況

項目 日本基準の開発の状況

I. 本資料の目的

1. 本資料は、前回の企業会計基準諮問会議（2022 年 3 月 2 日開催）後の日本基準の開発の状況をご説明し、審議の優先順位や審議の状況についてのご意見をお伺いすることを目的としている。

II. 日本基準を国際的に整合性あるものとするための取組み

2. 日本基準を国際的に整合性あるものとするための取組みの状況は、以下のとおりである。

（リース会計）

3. すべての借手のリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発を行っており、基本的な方針として IFRS 第 16 号「リース」の単一モデルを基礎として進めることとし、主に、次の方針で検討を進めることとしている。

- (1) IFRS 第 16 号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指す。

- (2) 借手のための新しい基準を開発するのではなく、現行の企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」等を改正する。

- (3) 貸手の会計処理については、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」との関係やリースの定義及びリースの識別以外は、基本的に改正を行わない。

4. 前項の方針に従い、前回の企業会計基準諮問会議以後、主に次の点について審議を行っている。

- (1) 次の個々の論点について、IFRS 第 16 号「リース」と整合性を図る程度に関する審議

- ① リースの条件変更・リース負債の見直し

- ② 変動リース料

- ③ サブリース取引
 - ④ セール・アンド・リースバック取引
 - ⑤ 表示及び注記
- (2) 貸手のオペレーティング・リースの会計処理に関する審議
- (3) 単体財務諸表における適用
- (4) 次の設例に関する審議
- ① IFRS 第 16 号「リース」を基礎とした設例
 - ② 我が国に特有な取引等についての設例
- (5) 現在検討を行っているリース会計基準等の改正によって影響を受ける他の会計基準等の改正等についての審議

(金融商品会計 (金融資産の減損))

5. 前回の企業会計基準諮問会議では、金融資産の減損に関する会計基準の開発について、以下の6つのステップに分けた基準開発（公開草案の公表まで）において、ステップ 1 及びその前段階の整理としてのステップ 0 の検討を継続していることをご報告した。

ステップ	検討事項
1	ECL (IFRS 基準) と CECL (米国会計基準) のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択
2	信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされている金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発
3	信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされている金融機関の貸付金以外への適用の検討
4	信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発

5	一般事業会社に関する検討
6	公開草案の公表

6. 前回の企業会計基準諮問会議後の審議において、ステップ1のモデルの選択について、我が国の信用リスク管理実務の考え方及び会計基準の考え方との親和性の観点等から、ステップ2以降の会計基準の開発に際しては、IFRS基準のECLモデルを基礎に検討を進めていくことに概ねご了承をいただいた。
7. また、ステップ2以降の進め方に関して、次の目的に沿って今後のステップ2及びステップ4における基準の開発をそれぞれ行うことについてお示した。

(ステップ2)

国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す。

(ステップ4)

IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。

8. さらに、ステップ2での検討の方向性について、次の2点の考え方を示した上で、個別の論点についての審議を行っている（なお、審議を行った項目は黄色でハイライトしている）。
- (1) IFRS第9号の定めと文言レベルで一致させることは必ずしも目指さず、定めを明確化又は実務で行われている取扱いに関しても必要に応じて取り入れる。
- (2) IFRS第9号との比較可能性を損なわず、IFRS任意適用企業の個別財務諸表において日本基準を適用した場合でもIFRS基準に従い作成する連結財務諸表上、基本的に修正が不要となることを前提とする。

項番	論点
1	債権単位での信用リスクの著しい増大の判定
2	将来予測情報の考慮
3	複数シナリオに基づく結果の確率加重
4	貨幣の時間価値の考慮
5	債務不履行（デフォルト）の定義
6	信用リスクの著しい増大の判定の適用時の担保等による貸出スプレッド

	の調整
7	信用リスクを見積る期間
8	監督当局から示されたガイダンスやレターの考慮
9	米国会計基準の不良債権のリストラクチャリングの会計処理に関する検討
10	信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法

III. その他の主な会計基準の開発

(金利指標改革に起因する会計上の問題)

9. 2021年12月24日に公表した実務対応報告公開草案第62号(実務対応報告第40号の改正案)「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い(案)」に対して寄せられたコメントについて検討を行い、2022年3月17日に、改正実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を公表している(資料(2)-2 参考資料1)。

(金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い)

10. 2022年3月15日に実務対応報告公開草案第63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」を公表している(資料(2)-2 参考資料2)。当該公開草案では、「電子記録移転有価証券表示権利等」について、発生及び消滅の認識に関する取扱いを除き、電子記録移転有価証券表示権利等に該当しないみなし有価証券を発行及び保有する場合と同様の会計処理及び開示を行うことを提案している。
11. また、同日付で、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」を公表している(資料(2)-2 参考資料3)。当該論点整理では、主要な論点として、資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの基準開発の時期と当該ICOトークンの発行者における発行時の会計処理に関する論点について取り扱うこととしている。
12. なお、第10項の公開草案及び前項の論点整理については、両者に対するコメントを2022年6月8日に締め切っており、公開草案については5件、論点整理については16件のコメントが寄せられた。当該コメントを踏まえ、企業会計基準委員会

において再審議を行っている。

(税効果に関する指針)

13. 2022年3月30日に企業会計基準公開草案第71号（企業会計基準第27号の改正案）「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」等を公表している（資料(2)-2 参考資料4）。当該公開草案では、次の(1)及び(2)について提案している。

(1) 税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）

当期税金費用の計上区分について、発生源となる取引等に応じて、損益、その他の包括利益及び株主資本の各区分に計上する旨の原則を定める。

(2) グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果

グループ法人税制において、完全支配関係がある会社間において子会社株式等の売却を行う場合に繰り延べられた売却損益に対し、単体財務諸表において計上された繰延税金資産又は繰延税金負債について、連結財務諸表上、当該繰延税金資産又は繰延税金負債が計上されないよう見直す。

14. なお、前項の公開草案については、コメントを2022年6月8日に締め切っており、9件のコメントが寄せられた。当該コメントを踏まえ、企業会計基準委員会において再審議を行っている。

(開示（注記事項）に関する方針の整理（中期運営方針）)

15. 以下について、今後の会計基準を開発する際に参考とすべき方針を企業会計基準委員会として整理することとしている。

- ① 単体財務諸表における開示
- ② 重要性の考え方

このうち、②の重要性の考え方については、審議の結果、開示に関する方針を示した文書として2022年6月21日に「企業会計基準等の開発において開示を定める際の当委員会の方針（開示目的を定めるアプローチ）」（資料(2)-2 参考資料5）を公表している。

以 上